

2011/10/25 厚労省措置検討会 新金属協会 発言骨子

化学物質の健康障害防止措置の検討会に際し、新金属協会ターゲット業界を代表し発言いたします。

1. 当協会は、活動の一つとして、I T Oターゲットをはじめとする各種ターゲットメーカーを中心とした部会を持つ業界団体です。今回のI T Oの健康障害防止に関する一連の動きについて強い関心を持ち、業界団体として様々な検討を行って参りました。
2. 私どもの携わるI T Oターゲット産業については、これまでの議論の中でもご説明がありましたが、以下のような特徴があります。
 - ①第一に、I T Oターゲットの製造だけでも500億円を超える大きな市場規模があります。薄型ディスプレイを組み込んだ産業用・民生用電子機器、家電製品、産業・工作機械、自動車・鉄道・船舶・航空機など様々な最終製品を積算しますと、100兆円を超えるものと思います。同ディスプレイの爆発的な普及に伴い、その需要は年を追うごとに伸長しており、将来に向けても発展の望める、有力な産業です。
 - ②第二に、I T Oは、アジア地域が世界への唯一の供給拠点であり、日本メーカーはそのトップを走っております。しかしながら、昨今の円高ウオン安に勢いを得た韓国をはじめとする、他のアジア諸国と熾烈な競争を余儀なくされており、国際競争力の維持・強化が喫緊の課題となっております。
 - ③第三に、I T Oは、材料から最終製品、リサイクルまで長いサプライチェーンを形成しております。従いまして、関係企業・業界の数・従業員も相当の数に及び、それぞれの段階でI T Oの取り扱いも多岐に亘っております。
3. 一方、動物実験の結果等からI T Oの肺に与える障害が明らかとなり、昨年12月には技術指針が発せられました。業界各社では、本技術指針発出以前から、自主的な環境改善・健康管理の取り組みを進めて参りましたが、本技術指針の発出を契機に、各社ともさらなる厳格な管理を進めてきております。具体的には、設備・建屋等に、少なからぬ額の環境改善投資を行い、適切な呼吸用保護具の装着を行うとともに、高性能な分析装置の導入等環境測定強化、呼吸器官等の精密検診を含めたさらなる健康管理の徹底などの対策を講じてまいりました。
4. 今回の措置検討会では、特定化学物質としての法制化を軸とした検討が行われておりますが、私どもは、昨年12月の技術指針で出された0.01mg/立米の「目標濃度」を維持するとともに、同じく技術指針で示された適切な呼吸用保護具の装着を組み合わせることにより、ばく露は防げるものと確信し、取り組んでまいりました。

当協会からの意見は、第1回検討会資料（資料5）にも掲載していただいておりますが、要点をまとめますと以下のとおりとなります。

- ①第一に、わが国のみが極端に厳しい規制を性急に導入することは、わが国のITO産業の急速な衰退を引き起こしかねず、海外への移転を加速し、国内産業の空洞化を招くこと。
- ②第二に、健康被害の防止は重要であるため、協会としては、現在の技術指針による管理を業界内部で徹底するとともに、従事者の健康管理には、これまで以上に配慮しつつ、実績を積んでいくことが適切と考えていること。
- ③第三に、従業員・ユーザーをはじめ、風評被害等の発生が無いよう、十分な配慮が必要であること。
- ④第四に、現状各企業が自助努力で行っている環境対応・健康管理への財政的な援助や、インジウムが肺に及ぼす影響やその除去策に関する医療研究面の更なる推進等について、国が中心となった支援体制の構築をお願いしたいこと。
- ⑤第五に、わが国のこのような取り組みを海外にも積極的に紹介していただき、世界各国が同様の対応を行って健康被害を防止できるよう、国としても取り組んでいただきたい。

5. 以上であります。委員の皆様におかれましては、健康管理と産業の維持発展とのバランスに配慮したご検討を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上